定　　款

ユニテックフーズ株式会社

定　　款

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、ユニテックフーズ株式会社と称する。

英文では、UNITEC FOODS CO.,LTD.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は下記の事業を営むことを目的とする。

１．　食料品、飲料水、加工食品、食品添加物、調味料、香辛料等の製造および販売

２．　安定剤、分散剤、乳化剤、増粘剤等の製造および販売

３．　農水畜産物の生産、加工および販売

４．　製菓・製パン、製麺原料の製造および販売

５．　油脂類、肥料、飼料の製造および販売

６．　酒類、アルコール含有食品の製造および販売

７．　機能性食品、健康食品の製造および販売

８．　医薬品、医薬部外品および化粧品の製造および販売

９．　ペットフード、衛生用品の製造および販売

１０．　前各号に掲げる商品の輸出入

１１．　食品製造に関するコンサルタント業

１２．　前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は 24,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第６条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利制限）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章　株　主　総　会

（招　集）

第12条　定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第17条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章　取　締　役　および　取　締　役　会

（取締役会の設置）

第18条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は8名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および各監査役が記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監　査　役　および　監　査　役　会

（監査役および監査役会の設置）

第 31 条　当会社は、監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 32 条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（監査役の選任）

第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 34 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 35 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 37 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 38 条　監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、法令で定めるところにより議事録を作成し、 出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第 39 条　監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 40 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 41 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会　計　監　査　人

（会計監査人の設置）

第 42 条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 44 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 45 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計　算

（事業年度）

第46条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第47条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第48条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2．当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第49条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2．未払の配当金には利息をつけない。

附　則

（電子提供措置等の効力発生日）

第 1 条　第 14 条（電子提供措置等）は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下、「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。

2. 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。

（変更経緯）

この定款の変更は 2026 年 10 月 21 日から実施する。

(2005 年 12 月 01 日　制　　定)

(2006 年 06 月 26 日　一部変更)

(2007 年 06 月 28 日　一部変更)

(2009 年 09 月 01 日　一部変更)

(2012 年 06 月 14 日　一部変更)

(2017 年 06 月 21 日　一部変更)

(2026 年 06 月 17 日　一部変更)

(2026 年 10 月 21 日　一部変更)